

京都市告示第3 1 2号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第8条第2項、第10条第3項及び第12条の規定に基づき、利用料金について次のとおり申請があったため、同協会が指定管理者である期間について、これを承認します。

令和元年9月9日

京都市長 門川 大作

1 利用料金

	区分	新料金 (円)
プール・ジム	一般	1,150
	65歳以上70歳未満※	1,050
	70歳以上※	790
	障害者※	570
	京都市国保被保険者※	1,100
プール・15歳以上	一般	940
	65歳以上70歳未満※	830
	70歳以上※	630
	障害者※	470
	京都市国保被保険者※	890
プール・15歳未満	一般※	420
	障害者※	(改定なし) 200
	京都市国保被保険者※	370
ジム	一般	620
	65歳以上70歳未満※	520
	70歳以上※	420
	障害者※	(改定なし) 300
	京都市国保被保険者※	570

※ 印のあるものは、京都市健康増進センター条例第12条の規定による減免後の料金

2 定期利用券

区分	新料金 (円)
ゴールドパス	9,420
プールパス	7,330
ジムパス	5,230
いきいき長寿パス (65歳以上 69歳未満)	7,850
いきいき長寿パス (70歳以上)	6,280
プールパスシニア	4,700
ジムパスシニア	3,140
プールナイトパス	4,190
ジムナイトパス	3,140
ヘルスピアパス	6,800

3 施設貸切

区分	新料金 (円)	
プール・コース	午前・午後	6,800
	夜間	7,960
運動フロア・ フィットネススタジオ・ リラクゼーションルーム	午前・午後	3,350
	夜間	4,500

4 駐車場

区分	新料金 (円)	
駐車場	30分までごと	(改定なし) 100
	一日の最大利用料金	(改定なし) 700

5 健康度測定

区分	新料金 (円)	
健康診断	1人につき1回	8,170

区分		新料金 (円)
運動負荷試験	1人につき1回	3,660

6 附属設備

区分		新料金 (円)
音響設備	一式	5,230
映像設備	一式	5,230
体育用具	一式	1,040

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)